ひとり、ひとり、実現するふくしま

ふくしま くらしの情報 秋号

2026・No.120

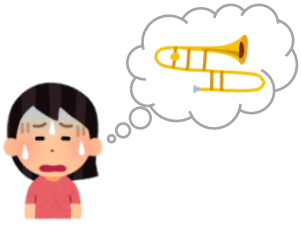
※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください

編集・発行/福島県生活環境部消費生活課 Tel:024-521-7736
〒960-8043 福島市中町８番２号(福島県自治会館１階)

インターネット通販のトラブルにあわないために

手軽なはずのインターネット通販。でも油断していると「商品が届かない」、「ニセモノが届いた」などのトラブルに巻き込まれる危険性があります！

〈相談事例〉



◆ インターネットサイトで楽器をクレジットカードで購入したが、いつまで待っても商品が発送されず、ずっと連絡も取れない。不審に思ったのでお店の電話番号を検索してみると、詐欺サイトであるという書き込みを見つけた。



◆ 約１ヶ月前に有名ブランドのスニーカーを注文し、代金１万円を個人名義の銀行口座に振り込んだところ、粗雑な作りのスニーカーが海外から届いた。ニセモノだと思って、販売店にメールで解約を申し出たが、一向に返信が来ない。

〈こんなサイトには要注意！〉

- □ **サイト内の日本語が正しく表記されていない**
- □ **市場では希少なものがこのサイトでは入手可能になっている**
- □ **ブランド、メーカー品で価格が通常より安い**
- □ **支払い方法が限定されている。振込先の銀行口座の名義が個人名である**
- □ **キャンセル、返品、返金のルールがどこにも記載されていない**
- □ **サイトに事業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない**

※商品が届かないなどのトラブルにあってしまった場合は、支払いに利用したクレジットカード会社や金融機関等に相談しましょう。



国民生活センター
越境消費者センター
HP にて
悪質通販サイト
情報公表中

支払後でも不安に思った場合は、速やかに
消費者ホットライン「１８８（いやや）」
または警察相談ダイヤル「＃９１１０」番に
相談してください。

気を付けて！不安をあおる分電盤の点検商法

〈相談事例〉

電話がかかってきて**分電盤の点検**を勧められ了承したところ、**業者**が**来訪**。分電盤を点検すると「これは**古い**ので、**すぐに交換**しなければ**漏電**して**火事**になる」と言われた。

今までトラブルはなかったものの、何十年も交換していなかったため、信用して約１５万円の**交換工事の契約**を結び、前金を支払った。しかし、後からよく考えると**高額**ではないかと思う。工事を中止してほしい。



４年に１回の法定点検が電力会社に義務づけられています。

書面で通知の上、調査員証を携帯した調査員が伺います。



点検後に、その場で勧誘することはありません。

突然の電話や訪問には要注意！

◎クーリングオフができることもありますので、困ったときは、
早めに消費者ホットライン「１８８（いやや）」にご相談ください！

「食と放射能に関する説明会」を開催します！

Q 食と放射能に関する説明会って？

食と放射能について、専門家や生産者、流通業者の方と直接交流できるイベントです。原発事故から１５年が経過する中、気になる“ふくしまの今”を一緒に考えてみませんか。

説明会では、福島県産のお米や野菜、山菜、魚介類の放射能濃度の現状や健康への影響を分かりやすく紹介し、「放射線って何？」といった素朴な疑問にもお答えします。



開　催

- 令和８年　９月３０日（水曜日）　いわき市立内郷公民館（いわき市）
- 令和８年１０月２８日（水曜日）　ひがし生涯学習センター（南相馬市）
- 令和８年１１月２２日（日曜日）　THE　KITCHEN　PLAT FORM　２F（郡山市）
- 令和８年１１月２９日（日曜日）　スパホテルあぶくま（西郷村）

お問い合せ・お申し込み先
事務局：一般社団法人福島県環境測定・放射能計測協会
電　話：０２４-５７２-６４０１
Web からもお申し込みができます
https://fukukankyo-zadankai2026.jp/



食と放射能に関する説明会　検索

消費生活相談の状況－令和７年度－

令和７年度に当センターに寄せられた消費生活相談は、3,881 件ありました。なかでも、フィッシングメールや架空請求などの「商品一般」が最多であり、屋根や外壁の塗装工事などの「工事・建築」が 133 件ありました。

「基礎化粧品」に関する相談も多く、“１回限り”とのＳＮＳ広告を見て購入したものの、実際には定期購入であったため返品解約したいとの相談が寄せられました。

順位	商品・役務別	件数(件)
1	商品一般	500
2	インターネット接続回線	162
3	工事・建築	133
4	他の健康食品	123
5	基礎化粧品	122

福島県消費生活センターへお気軽にご相談ください

消費者教育推進大使トラブルくん



◎ 電話・来所でのご相談

１　相談員が、電話または来所（事前予約制）にて相談内容をお聞きします。

※　消費生活相談でお取り扱いしない内容（個人間のトラブル、近隣関係、労働・相続問題など）の場合は、他の相談窓口などをご案内します。



２　お聞きした内容や契約書等の関係書類をもとに、専門の相談員が問題の整理や事実関係を確認します。

３　解決に向けた情報提供・助言を行います。また、必要に応じて、あっせん（消費者と事業者との間での話合いを支援すること）を行います。

◎ Web 相談もご活用ください！（令和８年９月 14 日～）

PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）の新システム移行により一時休止としていましたが、令和８年９月14日からWeb相談を再開いたします。

限られた情報のみで回答しますので一般的な回答となりますが、相談対応時間内に電話や来所が難しい場合などに御活用ください。（回答は１回限りのため、継続して相談したい方は電話相談にて対応いたします。）

詳細はこちらから

ぜひ、お気軽にご相談ください。

※　クーリング・オフに関する相談などお急ぎの方は、電話での相談をお願いします。

福島県消費生活センター　相談専用電話　☎ 024-521-0999

電話相談　月～金　9:00～18:30　原則 毎月 第4日曜　9:00～16:30
来所相談　月～金　9:00～16:30　（原則 事前予約制）



消費者ホットライン「１８８（いやや）」もあるゾ！

カスタマーハラスメント（カスハラ）防止のために

カスタマーハラスメントとは、消費者からの事業者・従業員に対する過大な要求や不当な言いがかりなど、悪質なクレームのことを言い、中には暴言や暴力を伴う場合もあります。

自立した消費者として、意見がきちんと事業者・従業員に伝わるように、「意見を伝える」時には、次の３つのポイントを参考にしましょう。

１：一呼吸、置こう！

怒りに任せた発言は逆効果。ひと呼吸おいて冷静に。事業者も従業員も同じ「人」として、お互いに尊重し合うことが大切です。

２：言いたいこと、要求したいことを「明確に」、そして「理由」を丁寧に伝えましょう！

返品したいのか、解約したいのか、またその理由を明確に、丁寧に伝えることが大切です。

３：事業者の説明も聞きましょう！

上手なコミュニケーションが解決への糸口に。一方的に主張するだけでなく、事業者の説明も聞きましょう。

消費者庁では、カスタマーハラスメントの発生を防止するため、幅広い世代に向けた啓発冊子「ぼのぼのと考えよう カスハラってなんのこと？」を作成しました。

◀左の二次元コードより、冊子本体が読めます。
なお、著作権の都合により、印刷・編集はできません。



LINE 公式アカウント

みんなに知ってほしいことを毎月１日・１５日に配信！

県消費生活センターでは、消費者被害防止を図ることなどを目的として、ＬＩＮＥ公式アカウントを活用した情報を毎月２回発信しています。
ぜひ友だち追加をお願いします！

友だち追加方法（どちらか選んでください）

① 右のＱＲコードをスマートフォンで読み取る
② ＬＩＮＥのＩＤ検索欄で「@930esdof」を検索

【令和８年度配信テーマ例】

- 二セ警察官詐欺に注意！
- 悪質通販サイトに注意！
- 「分電盤の点検に行きます」という電話に要注意！

など

